



ご存知ですか？

## 作業環境測定の対象に

## 酸化プロピレンと 1,1-ジメチルヒドラジンが

## 追加されました！！

厚生労働省より、平成 23 年 3 月 29 日付で「作業環境測定基準の一部を改正する告示等の施行等について」(基発 0329 第 28 号)が通達され、特定化学物質の第 2 類物質として、酸化プロピレンと 1,1-ジメチルヒドラジンが新たに追加されました。

これに伴い、今後は特定化学物質障害予防規則(特化則)に基づき、各物質を製造、又は取り扱う事業場では作業環境測定の実施が平成 24 年 4 月 1 日より義務付けられます。

### ■ 酸化プロピレン、1,1-ジメチルヒドラジンとは？

物質名	酸化プロピレン	1,1-ジメチルヒドラジン
用途の例	ポリエステル樹脂原料、ウレタンフォーム原料、塩化ビニル安定剤、界面活性剤、合成樹脂原料、顔料、医薬品の中間体、殺菌剤	合成繊維・合成樹脂の安定剤、医薬品・農薬の原料、ミサイル推進薬、界面活性剤
主な有害性	<ul style="list-style-type: none"> <li>発がん性の疑いがある。</li> <li>重篤な皮膚への損傷を与える。</li> <li>アレルギー性の皮膚反応を起こす恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発がん性の疑いがある。</li> <li>重篤な皮膚への損傷を与える。</li> <li>吸入すると生命に危険である。</li> </ul>

### ■ 作業環境測定の対象となる作業場について

酸化プロピレン、1,1-ジメチルヒドラジン、またはそれらを重量の 1% を超えて含有する製剤等を製造、又は取り扱う屋内作業場において、作業環境測定が必要となります。ただし、酸化プロピレンについては以下の場合には適用除外作業となります。

1. 屋外において酸化プロピレンをタンクローリー、タンカー、タンクコンテナ等から貯蔵タンクに、または貯蔵タンクからタンクローリー、タンカー、タンクコンテナ等に、直結式のホースを用いて注入する作業
2. 酸化プロピレンを貯蔵タンクから耐圧容器に直結式のホースを用いて注入する作業



**■ Q&A**

**Q** いつから作業環境測定をやらなければいけないの？

**A** 平成 24 年 4 月 1 日より適用（平成 23 年 4 月 1 日施行）

**Q** 測定の頻度とその記録の保存期間は？

**A** 各々、6 ヶ月以内ごとに 1 回行い、測定及び評価の記録は 30 年間保存

**Q** 管理濃度は？

**A** 酸化プロピレン：2ppm

1,1-ジメチルヒドラジン：0.01ppm

**Q** どうやって分析するの？

**A** 酸化プロピレン：固体捕集-ガスクロマトグラフ法

1,1-ジメチルヒドラジン：固体捕集-高速液体クロマトグラフ法

**■ 作業環境測定以外で行わなければいけないこと**

【平成 23 年 4 月 1 日より適用】

- 容器・包装への表示
- 対象物の製造・取扱い業務に常時従事する労働者に対して、健康診断の実施（6 月以内ごとに 1 回、規定の項目について実施）
- その他の措置（有効な呼吸用保護具等を備えること、ぼろ等の処理等）

【平成 24 年 4 月 1 日より適用】

- 作業主任者の選任

【一部を除き平成 24 年 4 月 1 日より適用】

- 発散抑制措置等
- 漏えい防止のための措置等

これらの物質は比較的揮発しやすいため、使用している作業場では常に空気中に存在している可能性があります。この機会に、より安全で快適に、しかも安心して働ける作業場を確保・維持するため、状況把握の一環として、作業環境測定を行ってみませんか？

詳しくは当社、環境分析部 赤城、山田(フリーダイヤル 0120-01-2590 内線 326、276)までお気軽にお問い合わせ下さい。

